

【資料4 上越地域合併協議会関連資料】

上合第14180号
安総第 438号
浦総第 2788号
大企第 35号
牧総第 254号
総 第 627号
大潟総第 348号
頸発第 1263号
吉企第 100号
中政第 101号
板総第 1027号
清総広第 68号
三総第 1959号
名総第 504号
平成15年8月22日

新潟県知事 平山征夫様

上越市長	木浦正幸
安塚町長	矢野学
浦川原村長	原恒博
大島村長	岩野虎治
牧村長	中川耕平
柿崎町長	榆井辰雄
大潟町長	渡邊之夫
頸城村長	関田武雄
吉川町長	角張保
中郷村長	吉田侃
板倉町長	瀧澤純一
清里村長	梅澤正直
三和村長	高倉英雄
名立町長	塚田隆敏

上越地域合併協議会の設置について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定により、上越地域合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1 協議会を設置する地方公共団体名

上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町

2 協議会の設置を必要とした理由

地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町と、合併の方式など合併の基本項目を協議、決定するほか、新市建設計画の策定や事務事業の調整など、14市町村による市町村合併に向けて協議を行うため、上越地域合併協議会を設置する。

3 協議会規約の写し（略）

4 関係地方公共団体の議会の議決書の謄本（略）

上合第14183号
安総第 439号
浦総第 2789号
大企第 36号
牧総第 255号
総第 628号
大潟総第 349号
頸発第 1264号
吉企第 101号
中政第 102号
板総第 1028号
清総広第 69号
三総第 1960号
名総第 505号
平成15年8月22日

新潟県知事 平山征夫様

上越市長	木浦正幸
安塚町長	矢野学
浦川原村長	原恒博
大島村長	岩野虎治
牧村長	中川耕平
柿崎町長	楡井辰雄
大潟町長	渡邊之夫
頸城村長	関田武雄
吉川町長	角張保
中郷村長	吉田侃
板倉町長	瀧澤純一
清里村長	梅澤正直
三和村長	高倉英雄
名立町長	塚田隆敏

合併重点支援地域の指定について（依頼）

上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町では、平成15年3月に上越地域法定合併協議会準備会を設置し、合併の基本項目に関する協議を始め、事務事業の調整や将来構想の策定などを行ってまいりました。

このほど、構成14市町村では、平成15年8月4日から15日の間で、市町村合併に係る上越地域合併協議会設置の議会議決をいただいたところです。

今後、平成17年1月1日の合併に向け、14市町村で新市建設計画の策定などの合併協議を進めることとなりました。

つきましては、当地域の市町村合併に対し、貴職を始め新潟県関係部局のご支援とご協力をいただきたく、合併重点支援地域として指定くださるようお願い申し上げます。

市合第146号

平成15年9月1日

上越市長 木浦正幸様

新潟県知事 平山征夫

市町村合併重点支援地域の指定について（通知）

上越地域合併協議会の構成市町村（上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）を市町村合併重点支援地域として指定します。

上越地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村及び名立町（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、上越地域合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 構成市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事務

2 協議会は、前項各号に掲げる事務の管理及び執行に際しては、上越地域法定合併協議会準備会で協議された事項を最大限尊重するものとする。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、上越市に置く。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長その他の役員及び委員をもって組織する。

(役員)

第6条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長 4人
- (3) 監事 2人

2 会長は、構成市町村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちからこれを選任する。

3 副会長及び監事は、委員の互選により定める。

4 役員は、非常勤とする。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 構成市町村の長
 - (2) 構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者
 - (3) 学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる者をもって充てる委員の定数は、構成市町村の長が協議により定める。
 - 3 委員は、非常勤とする。

(会議等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付する事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会の担任する事務の一部について調査、審議等を行うため、協議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第11条 会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成市町村の助役又は収入役をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(専門部会)

第12条 第3条第1項各号に掲げる事務について専門的に協議し、及び調整するため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第13条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に置く職員は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会に要する経費は、構成市町村が協議して負担する。

(会計年度及び財務)

第15条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

- 2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(費用弁償等)

第16条 役員及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等（以下「費用弁償等」という。）を受けることができる。

- 2 費用弁償等の額及び支給方法は、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、会長であった者は、当該決算を委員であった者に報告するものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、構成市町村の長が協議により定める日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 第15条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日の属する年度の会計年度は、この規約の施行の日からその日の属する年度の末日までとする。

上越地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するものとする。

(幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事（幹事会を組織する者をいう。）の互選により定める。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 幹事長は、協議又は調整に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

上越地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、上越地域合併協議会幹事会規程第3条第1項の規定により置かれる幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条第1項各号に掲げる事項について専門的に協議し、及び調整するものとする。

(設置)

第3条 設置する専門部会は、別表のとおりとし、その担任する事項は、協議会の会長（以下「会長」という。）が定める。

(組織)

第4条 専門部会は、専門部会員をもって組織する。

2 前項の専門部会員は、規約第1条に規定する構成市町村の課長のうち専門部会に係る事務を所掌する者をもって充てる。

(専門部会長及び副専門部会長)

第5条 専門部会に専門部会長及び副専門部会長1人を置く。

2 専門部会長及び副専門部会長は、専門部会員の互選により定める。

3 専門部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるとき又は専門部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

2 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係者の出席等)

第7条 専門部会長は、協議又は調整に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 専門部会に必要な応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第9条 専門部会長は、専門部会の協議及び調整の経過及び結果について随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

別表 (第3条関係)

議会専門部会	総務専門部会	広報公聴専門部会	組織・人事専門部会	財政専門部会
税務専門部会	企画専門部会	電算専門部会	都市計画専門部会	建設専門部会
下水道専門部会	商工観光専門部会	農林水産専門部会	環境専門部会	福祉専門部会
保健専門部会	保険・年金専門部会	窓口専門部会	学校教育専門部会	社会教育専門部会
文化・教育施設専門部会	ガス水道専門部会			

上越地域合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて協議会の会議に諮って置くものとする。

(所掌事項)

第3条 小委員会は、協議会が指定した事項について、調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第4条 小委員会は、協議会の委員のうちから規約第8条第1項第1号に規定する委員が協議して定める委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 小委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 小委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、調査、審議等に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(準用)

第10条 小委員会の運営については、この規程に定めるもののほか、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年10月7日から施行する。

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。

(会議録の作成及び公表)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が会議において指名した2人の協議会の委員が署名しなければならない。

3 会議録は、協議会の事務局及び規約第1条に規定する構成市町村において一般の閲覧に供するとともに、協議会のホームページに掲載するものとする。

(会議運営委員会)

第4条 会議を円滑に運営するため、協議会に会議運営委員会を置く。

2 会議運営委員会は、会長、協議会の副会長、規約第8条第1項第1号に規定する委員及び上越市議会議長をもって組織する。

3 会議運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事進行)

第5条 会議の議事は、原則として出席した協議会の委員の全会一致をもって決する。ただし、全会一致とならない議事は、出席した協議会の委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

(委員の代理出席)

第6条 協議会の委員の代理出席は、これを認めないものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、備付けの会議傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、論評その他の行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等他の傍聴人の傍聴の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、広告物の配布その他の示威的行為をしないこと。
- (4) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。

2 傍聴人は、会長又は係員の指示に従わなければならない。

3 会長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を直ちに退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年10月7日から施行する。

新市建設計画掲載事業

○ … 県が事業主体となる事業

施策の方向	新市建設計画掲載事業
1 市民主体のまちづくりの推進	
多様な担い手による地域づくり活動の支援	コミュニティ・プラザ整備事業
	集落活性化センター・集会施設整備事業
市民と行政の協働の推進	(仮称)住民自治基本条例検討事業
2 環境の保全と活用	
豊かな自然環境を基調とした景観の保全	自然公園等整備事業
	ふるさと海岸整備事業
自然環境を活用した交流事業の推進	体験・交流施設等整備事業
	自然体験施設等整備事業
	特定農山村地域活動支援事業
廃棄物の減量化と適正処理の推進	し尿処理施設増設整備事業
	焼却施設建設事業
	一般廃棄物最終処分場整備事業
	○ 産業廃棄物処理施設整備事業
環境調和型エネルギーの導入促進	新エネルギー導入促進事業
3 健康と福祉の充実	
広域的な連携による福祉サービスの充実	高齢者支援ネットワーク整備事業
	障害者通所施設整備事業
	介護予防・生活支援施設整備事業
高齢者福祉施設の計画的な整備	特別養護老人ホーム整備事業
	デイサービスセンター整備事業
	高齢者生活支援ハウス整備事業
	福祉センター整備事業
	グループホーム整備事業
地域の子育て環境の整備	保育所整備事業
	児童館整備事業
	学童保育施設整備事業
保健・医療・福祉関連施設の連携システムの整備	上越地域医療センター病院設備整備事業
	診療所施設整備事業
健康づくり・生きがい活動の推進	保健センター整備事業
	健康増進施設整備事業
	温泉掘削事業
市民の連携による福祉の担い手の拡大	福祉活動支援施設整備事業

施策の方向	新市建設計画掲載事業
4 産業の振興	
豊かな田園や中山間地をいかした環境保全型農業など付加価値の高い農業の展開	地場農産物高度利用研究事業 農村環境計画策定事業
ハード・ソフトの基盤整備による農林漁業の振興	農村整備事業 基盤整備事業 棚田保全整備事業 かんがい排水事業 農業用排水路整備事業 用水対策事業 土砂対策事業 ため池整備事業 農道整備事業 林道整備事業 園芸集出荷場整備事業 農業生産施設整備事業 農産物加工施設整備事業 環境保全型農業新技術支援事業 漁港整備事業 漁港漁村活性化対策整備事業 ○ ほ場整備事業 ○ 中山間地域総合整備事業 ○ 農地環境整備事業 ○ かんがい排水事業 ○ 農地防災排水事業 ○ 中山間地域総合農地防災事業 ○ ため池等整備事業 ○ 地域防災対策総合治山事業 ○ 農道整備事業 ○ 林道整備事業
国際物流拠点としての直江津港をいかした産業の活性化	○ 直江津港港湾整備事業
観光産業の育成へ向けた域内連携の強化	大型観光案内看板整備事業 観光施設整備事業
戦略的企業誘致の推進	産業団地等整備事業

施策の方向	新市建設計画掲載事業
新産業創出へ向けた環境づくりの推進	産業振興センター建設事業
	L N G火力発電所熱利用事業
知的インフラの整備	森の文化・匠の里づくり事業
コミュニティビジネスなど身近な地域資源を活用した地域おこしの推進	地域特産物加工販売施設等整備事業
5 教育・文化の充実	
地域の文化・歴史の継承と活用の推進	博物館・資料館等整備事業
	歴史的遺産等保存活用事業
豊かな個性を伸ばす学校教育の充実	上越市教育総合センター設置事業
学校施設環境の整備	小・中学校校舎改造事業
	小・中学校校舎改築事業
	小・中学校施設整備事業
	スクールバス更新事業
	雪氷熱利用施設整備事業
	太陽光発電システム導入事業
地域の要望に応じた学校規模等の適正化の検討	統合小学校建設調査事業
	統合小学校建設事業
生涯学習施設、スポーツ関連施設の整備と既存施設の有効活用	図書館ネットワークシステム整備事業
	生涯学習施設整備事業
	総合運動公園整備事業
	スポーツ施設整備事業
	○ (仮称) 新潟県立上越多目的スポーツ施設整備事業
市民の芸術・文化・生涯学習活動の充実	文化・スポーツ振興団体育成事業
6 都市基盤・生活基盤の整備	
雪対策の充実	除雪機械整備事業
	消融雪施設整備事業
	流雪溝整備事業
	地吹雪対策事業
	○ 国・県道の消融雪施設整備事業
	○ 国・県道の雪崩、地吹雪対策事業
	○ 雪崩対策事業
災害に強いまちづくり	防災行政無線及び消防団無線設備更新事業
	公共施設耐震調査・設計・改修事業
	災害対策事業
	○ 国・県道の災害防除対策事業

施策の方向	新市建設計画掲載事業
	<input type="radio"/> 砂防事業 <input type="radio"/> 地すべり防止事業 <input type="radio"/> 急傾斜地対策事業 <input type="radio"/> ダム事業 <input type="radio"/> 河川改修事業 <input type="radio"/> 海岸整備事業
生活基盤の整備	関川東部オフィスアルカディア整備支援事業 住宅用地造成事業 ガス事業 上水道事業 簡易水道事業 下水道事業 農業集落排水事業 下水道排水設備補助事業 合併処理浄化槽設置整備事業 <input type="radio"/> 特定環境保全公共下水道事業 <input type="radio"/> 農業集落排水事業 地籍調査事業
多様なライフスタイルに対応できる居住環境の整備	公営住宅整備事業 農村集落環境整備事業 緑地公園等整備事業 柿崎川ダム周辺地域開発振興事業 ユートピアくびき施設等公園都市整備事業 百々川やすらぎ荘周辺整備事業 達野特定斜面整備事業 道路照明灯・防犯灯整備事業
地域間のネットワークを支える交通体系の整備	地域公共交通ネットワーク整備事業 駅・バスターミナル周辺整備事業 道路整備事業 <input type="radio"/> 道路整備事業
まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	自歩道整備事業 <input type="radio"/> 国・県道の自歩道設置事業
広域的な位置的優位性と新幹線・高速道路・港をいかした交流拠点都市の実現	新幹線新駅周辺整備事業 新幹線建設対策事業（北陸新幹線建設工事負担金）

施策の方向		新市建設計画掲載事業
産業や生活を支える情報基盤の整備		地域ケーブルテレビ施設整備事業
		地域ケーブルテレビ運営事業
		情報通信網整備事業
		移動通信用鉄塔施設整備事業
		地域情報交流拠点施設整備モデル事業
7 合併することにより新たに整備が必要となる事業の促進		
行政運営		戸籍電算化事業
		総合文書管理システム構築事業
		情報ネットワーク等整備事業
		総合福祉システム整備事業
		保健システム整備事業
		介護保険システム整備事業
		森林地図情報システム一元化事業
		農家農地台帳システム一元化事業
		庁舎資料棟整備事業
		庁舎改修事業